

第2期笠松町いのち支える自殺対策行動計画

【令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)】

令和6年3月

笠 松 町

目次

第1章	計画策定の趣旨等	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	本町の現状	
1	統計データから見る本町の自殺の現状	4
2	アンケート調査結果	11
第3章	これまでの取組と評価	
1	基本施策に関する取組と評価	17
2	重点施策に関する取組と評価	19
第4章	計画の目標と基本方針	
1	基本理念	20
2	目標	20
3	基本方針	20
第5章	自殺対策の具体的取組	
1	基本施策	21
2	重点施策	28
第6章	自殺対策の推進体制	
1	計画の推進体制	32
2	計画の進捗管理及び評価	32
参考資料		
1	笠松町いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱	34
2	笠松町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	36
3	笠松町いのち支える自殺対策推進委員名簿	38

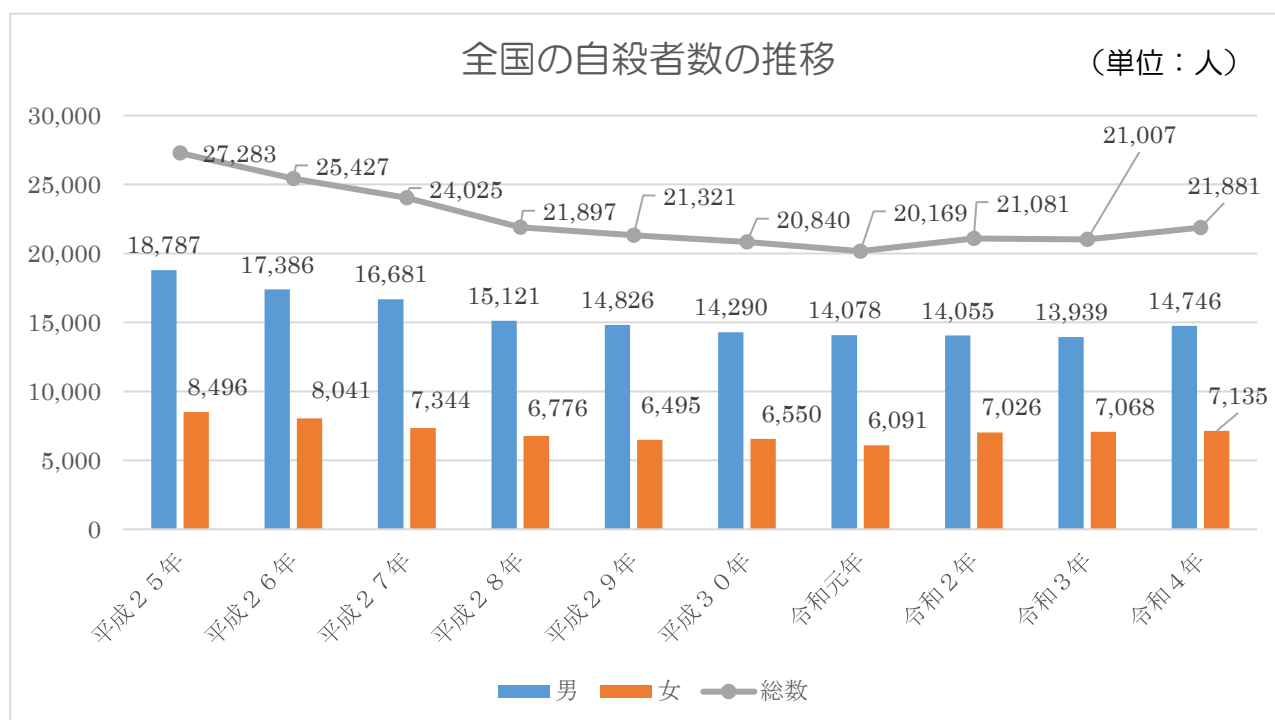
第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者対策は、平成18（2006）年10月に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく推進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回っています。こうした中、平成28（2016）年4月に「自殺対策基本法」が一部改正され、令和4（2022）年10月には新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されるなど、取組みの強化が求められています。

これらの状況を踏まえ、笠松町（以下「本町」という。）においては、平成31（2019）年3月に「笠松町のち支える自殺対策行動計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、自殺対策の推進に取り組んできました。

本計画は、「自殺対策基本法」及び新たな「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、引き続き関係機関との連携強化を図るなど、更なる自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない笠松町」を実現するため、策定するものです。



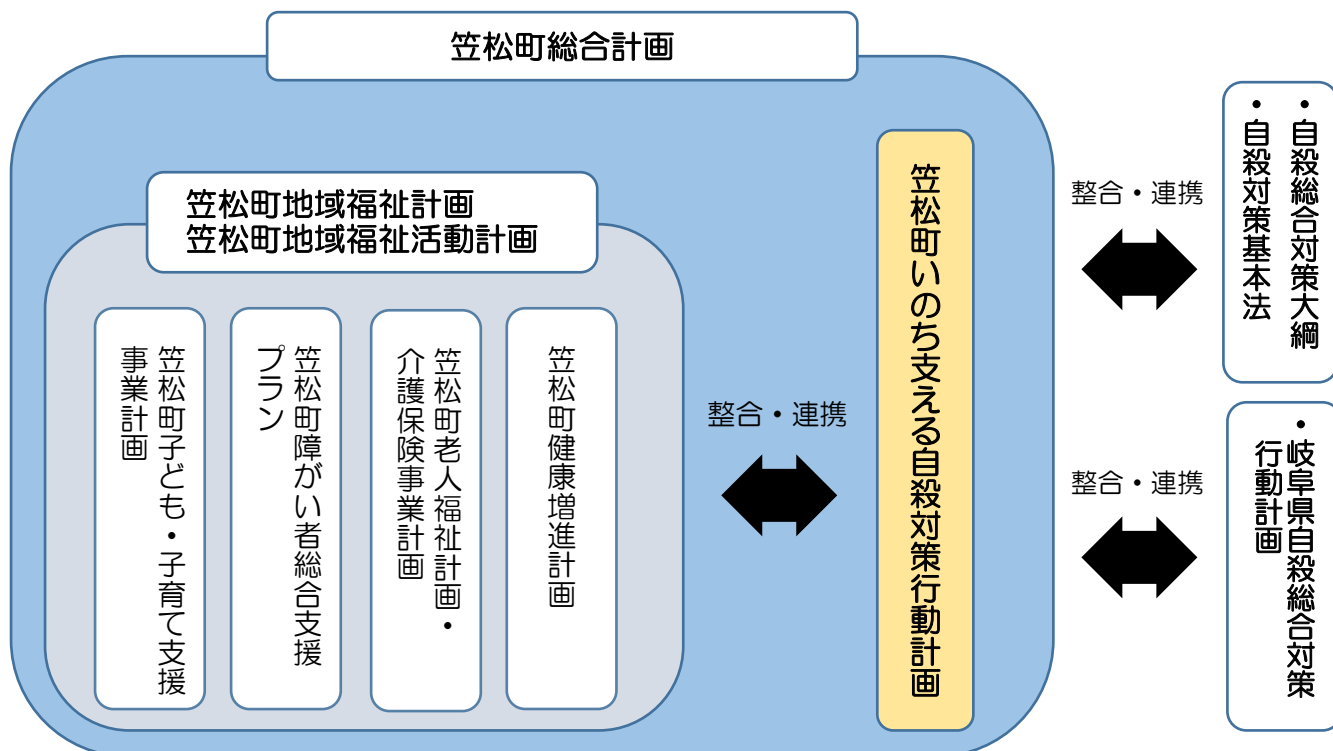
出典：警察庁自殺統計原票データ

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、自殺対策基本法第13条第2項（市町村自殺対策計画）の規定に基づき、本町の実情に即して策定するものです。

また、「第4期岐阜県自殺総合対策行動計画」や「笠松町第6次総合計画」、「第2期笠松町健康増進計画」等の関連計画との整合性を図ります。

■他の計画との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に改定されていることや、岐阜県自殺総合対策行動計画及び本町の関連計画との整合性を図り、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

また、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱の見直しなど国の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

平成31（2019）～ 令和5（2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度	令和9 （2027） 年度	令和10 （2028） 年度	令和11 （2029） 年度
笠松町のち支える自殺対策 行動計画	第2期笠松町のち支える自殺対策行動計画					
						評価・改定

【本計画書におけるデータの期間について】

本計画書のデータ期間は、平成30（2018）年から令和4（2022）年を基本としていますが、地域自殺実態プロフィール（*）によるデータ期間は平成29（2017）年から令和3（2021）年としています。

（*）地域自殺実態プロフィールとは、自殺総合対策推進センターにおいて、地域の自殺の実態を分析したものです。

第2章 本町の現状

1 統計データから見る本町の自殺の現状

(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

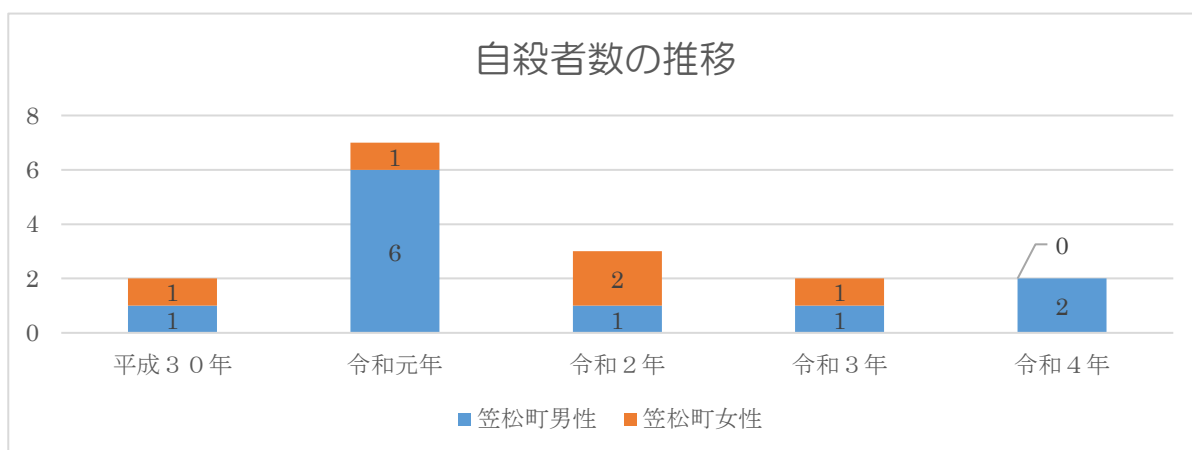
自殺で亡くなった人の数は平成30（2018）年から令和4（2022）年までの過去5年間で16人（年間平均3.2人）となっています。年間自殺者数は令和元（2019）年の7人をピークに以降は減少傾向となっており、令和2（2020）年以降は概ね横ばいの状況となっています。

また、人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率は、令和元（2019）年は31.43で、全国及び岐阜県の値を上回っていましたが、令和2（2020）年以降は全国・岐阜県の値を下回る状況となっています。

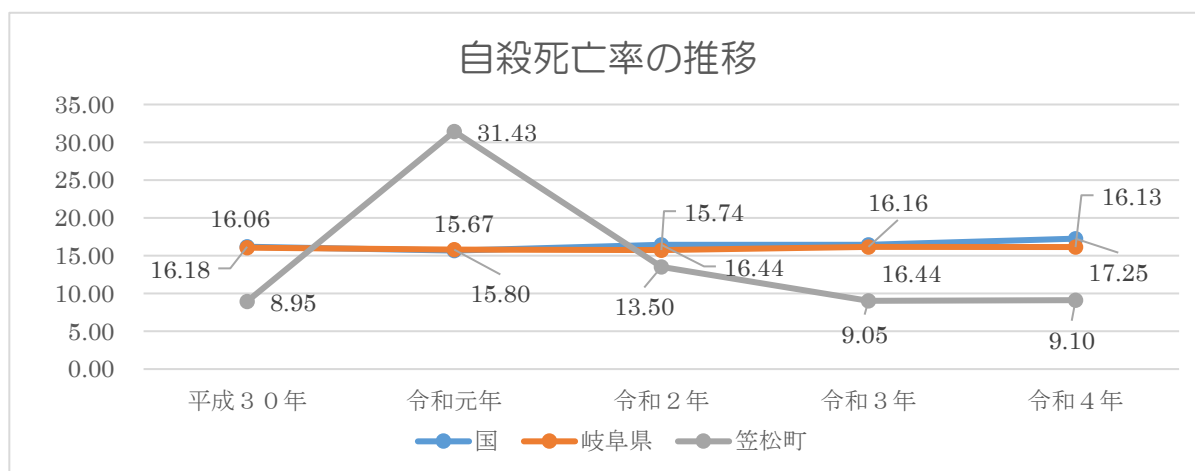
※（2）～（6）における自殺者数についても同様に平成30（2018）年から令和4（2022）年の人数を使用。

○自殺者数の推移

（単位：人）



○自殺死亡率の推移（10万人対）



出典：厚生労働省「地域における自決の基礎資料」

(2) 男女別・年齢別自殺者数の状況

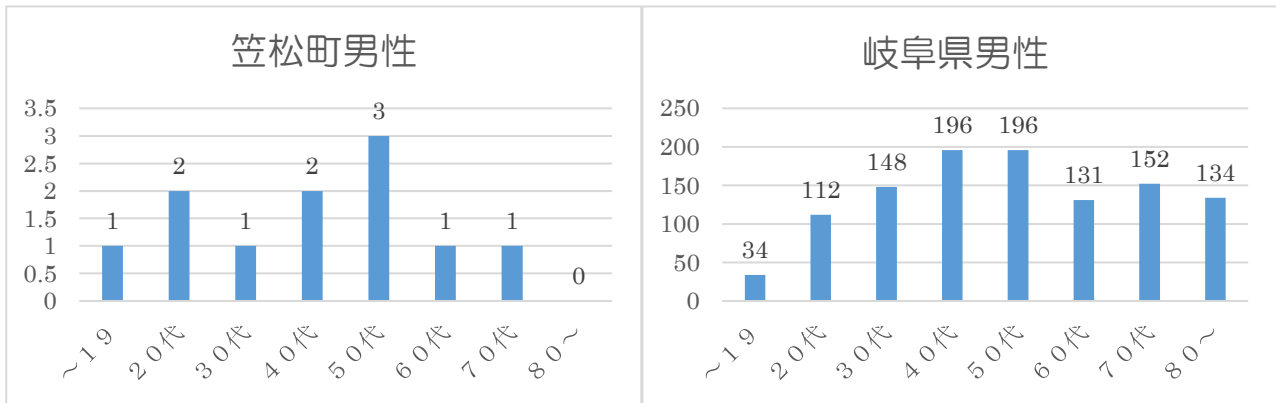
自殺者数について、性別で見ると、男性で11人、女性で5人と男性が多くなっています。

また、年代別で見ると、30歳代までの若年層は5人、40～60歳代は9人、70歳代以降の高齢者は2人となっており、40～60歳代が最も多くなっています。

岐阜県における自殺者数については、男性が女性の約2倍となっています。また男性では40～50歳代、次いで70歳以上が多くなっています。女性では70歳代以上、次いで40～50歳代が多くなっています。

○ 男性・年齢別

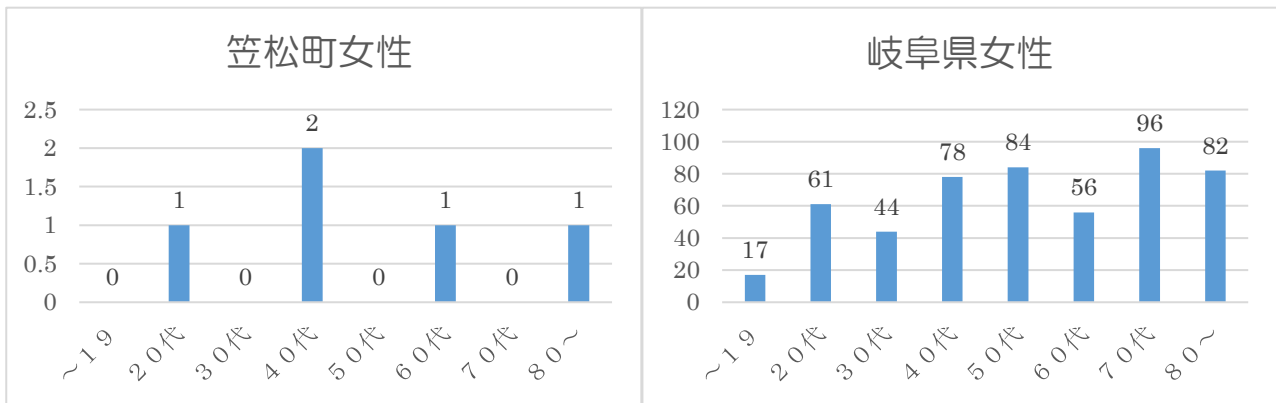
(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

○ 女性・年齢別

(単位：人)



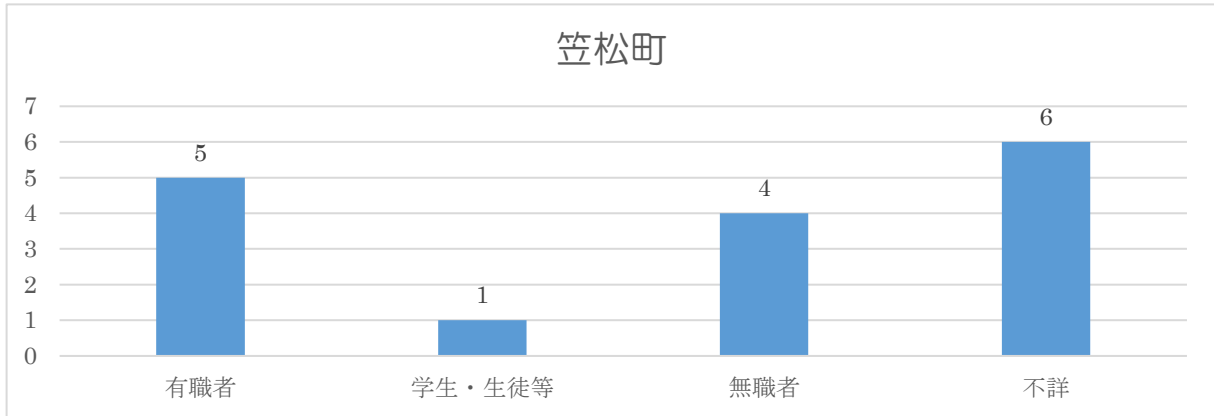
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 自殺者の職業の有無

自殺者数について、職業の有無別で見ると、自殺者16人に対し、有職者は5人、無職者（学生・生徒等を含む）は5人と同程度となっています。岐阜県においては、有職者は631人、無職者（学生・生徒等を含む）は973人となっており、無職者は有職者の約1.5倍と、無職者が多くなっています。

○笠松町

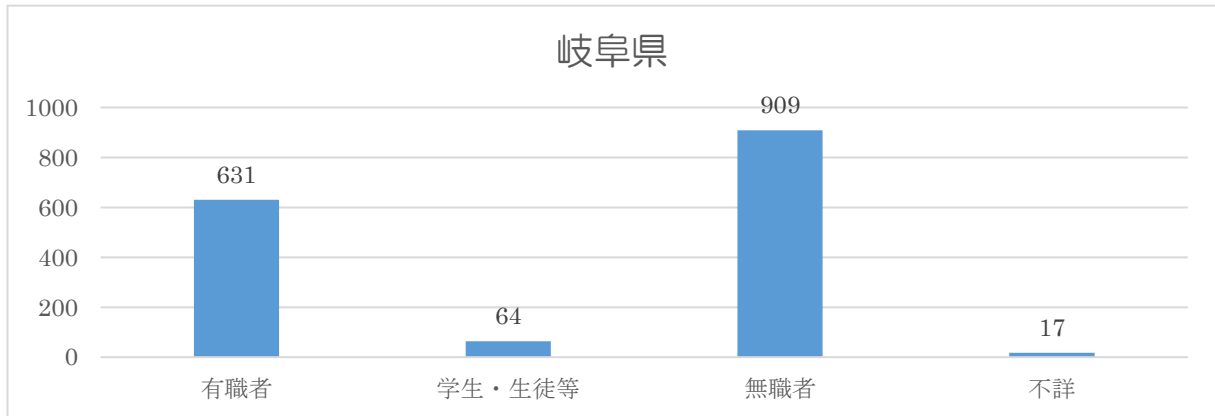
(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

○岐阜県

(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 同居人の有無

自殺者数について、同居人の有無別で見ると、同居人のいる世帯が16人となっており、すべての自殺者で同居人がいました。岐阜県の自殺者についても同居人のいる世帯が多く、同様の傾向にあります。

○笠松町

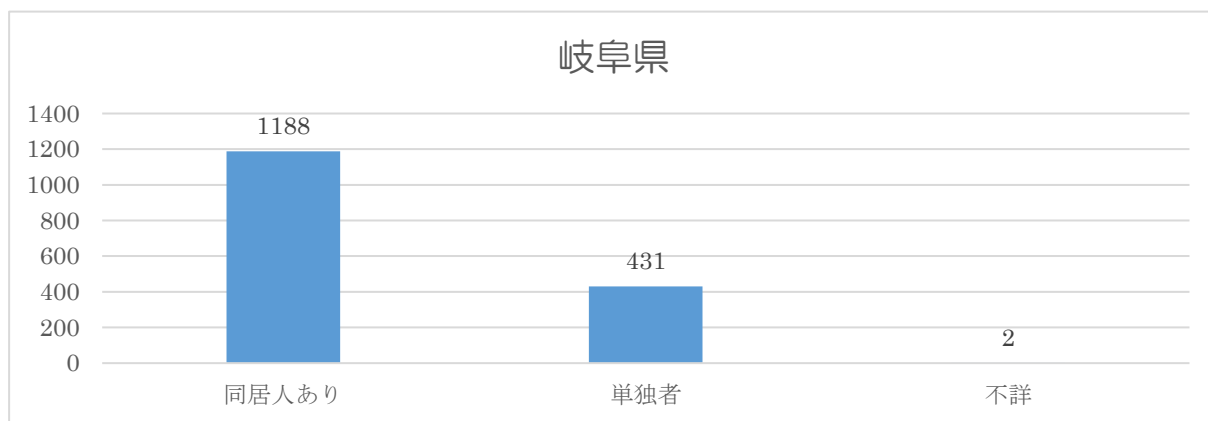
(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

○岐阜県

(単位：人)



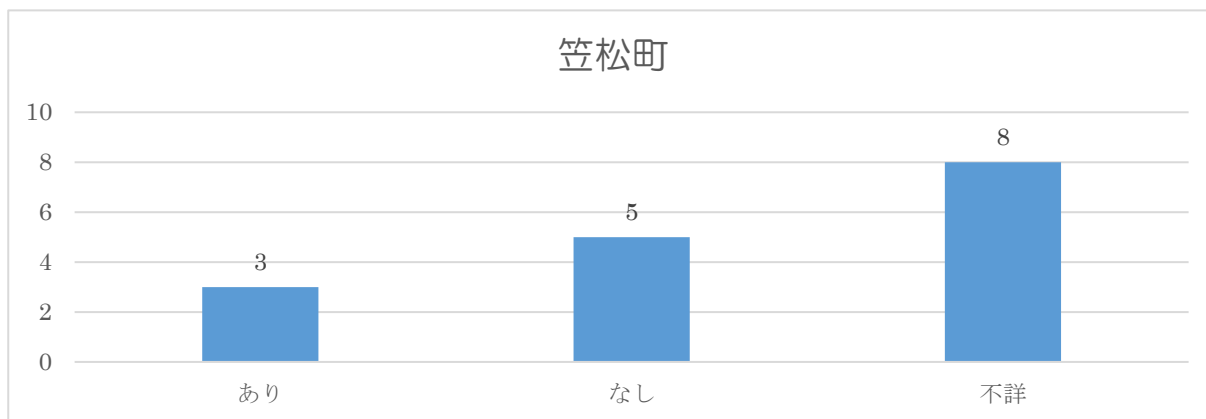
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 自殺未遂歴の有無

自殺者数について、自殺未遂歴の有無別で見ると、未遂歴のある人が3人、未遂歴のない人が5人となっています。岐阜県においても、未遂歴のない人が未遂歴のある人の約3倍となっており、同様の傾向にあります。

○笠松町

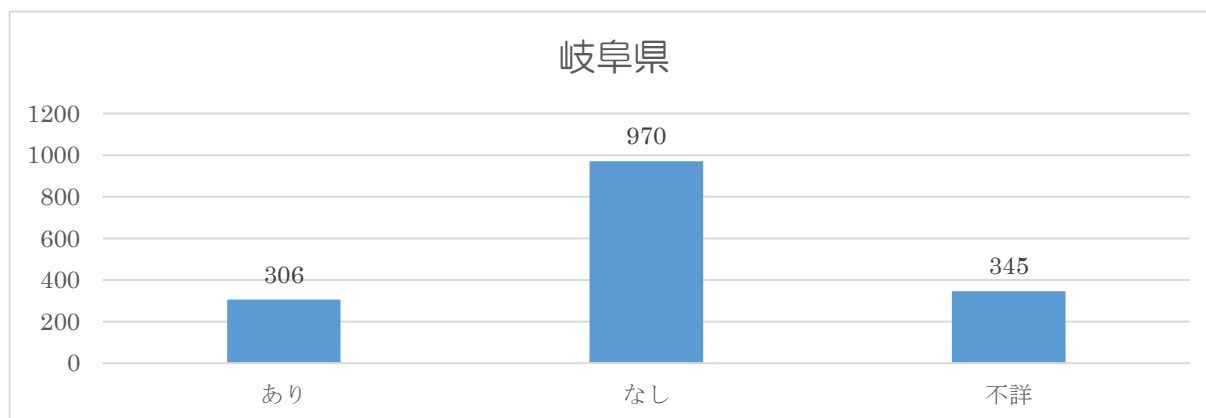
(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

○岐阜県

(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

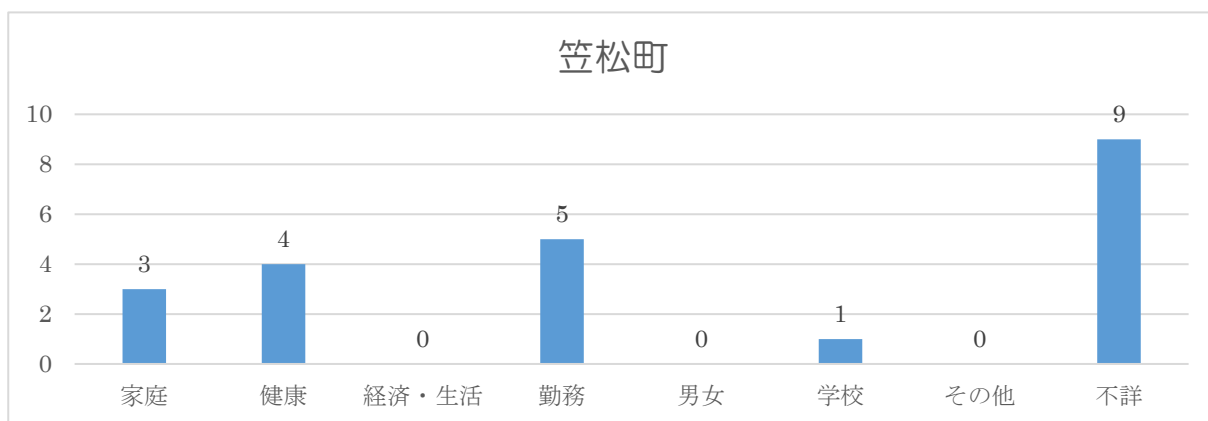
(6) 自殺の原因・動機

自殺の原因・動機別についてみると、勤務問題が5件、健康問題が4件、次いで家庭問題3件、学校問題が1件と続きます。岐阜県においては、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題となっています。

原因・動機は不詳の場合も多く、自殺は複数の要因が絡み合い追い詰められた結果、死に至るとも言われており、原因の特定は困難なのが実情です。

○笠松町

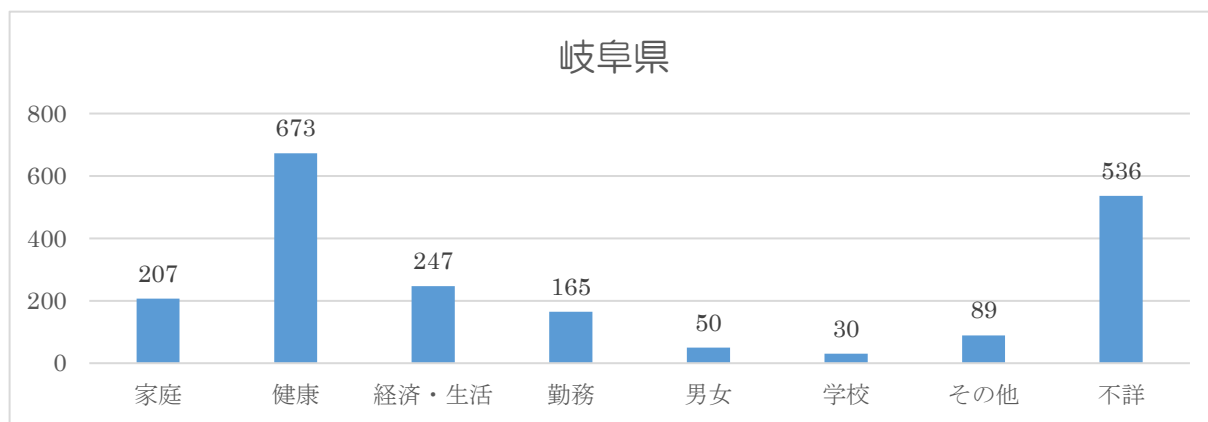
(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

○岐阜県

(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

◎自殺の原因・動機に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上しているため、自殺者数とは一致しない。

(7) 自殺の特徴（平成29年～令和3年）

平成29（2017）年から令和3（2021）年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」による、本町において自殺で亡くなった人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分はとおりです。

また、この属性情報から、本町において推奨される重点施策として「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に対する取組が挙げられています。

上位5区分		自殺者数 (5年計)	割合	自殺率 (10万人対)	背景にある主な自殺の危機経路（例）
1位	男性 40～59 歳 有職同居	3	20.0%	24.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位	男性60歳以上 無職同居	2	13.3%	25.3	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位	女性60歳以上 無職同居	2	13.3%	15.4	身体疾患→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位	男性 40～59 歳 無職同居	1	6.7%	108.5	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位	男性 20～39 歳 無職独居	1	6.7%	74.3	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイルより特別集計（自殺日・住居地）」

- ・順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順位としています。
- ・自殺率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しています。
- ・「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしたもので、危機経路を例示しています。

2 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、市民のこころの健康に関する意識などを把握するため、「笠松市民の福祉に関するアンケート調査」の結果を活用しました。

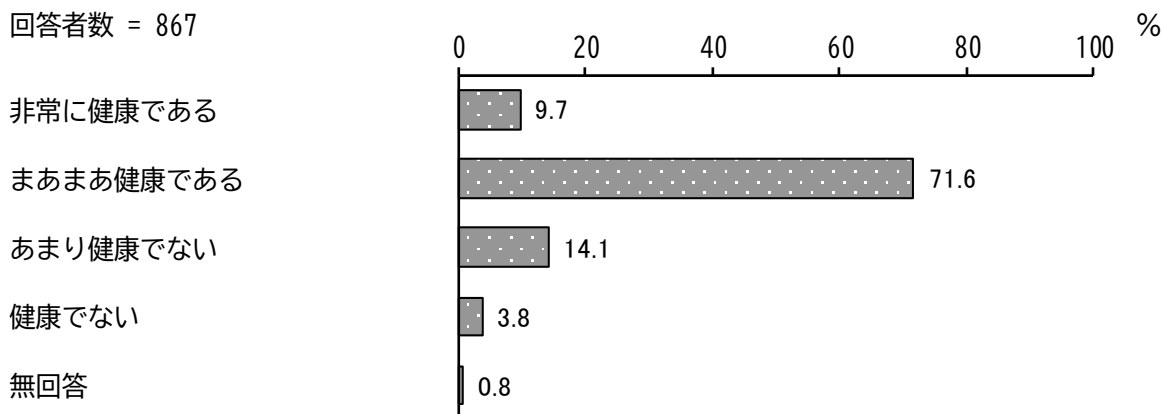
(1) 成人に対する調査

調査対象 町内在住の18歳以上から無作為抽出
調査期間 令和4（2022）年10月17日から令和4（2022）年11月4日
調査方法 郵送による配布・回収
回収状況 配布数：2,000通、有効回答数：867通（有効回答率 43.4%）

① あなたは日ごろの自分の健康状態について、どのように感じますか。（1つに〇）

「まあまあ健康である」の割合が71.6%と最も高く、次いで「あまり健康でない」の割合が14.1%となっています。

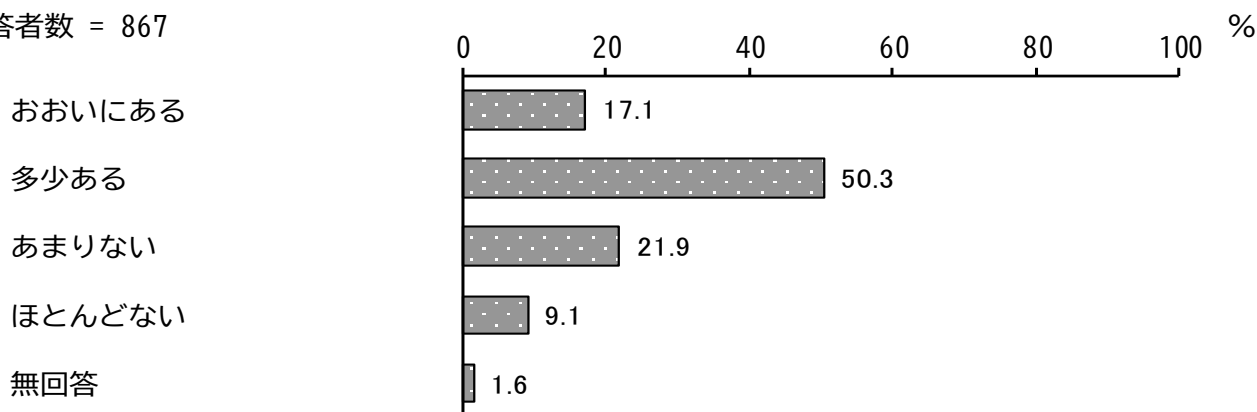
回答者数 = 867



② あなたはこの1カ月に不満・悩み・苦勞などストレスを感じたことがありますか。（1つに〇）

「多少ある」の割合が50.3%と最も高く、次いで「あまりない」の割合が21.9%、「おおいにある」の割合が17.1%となっています。

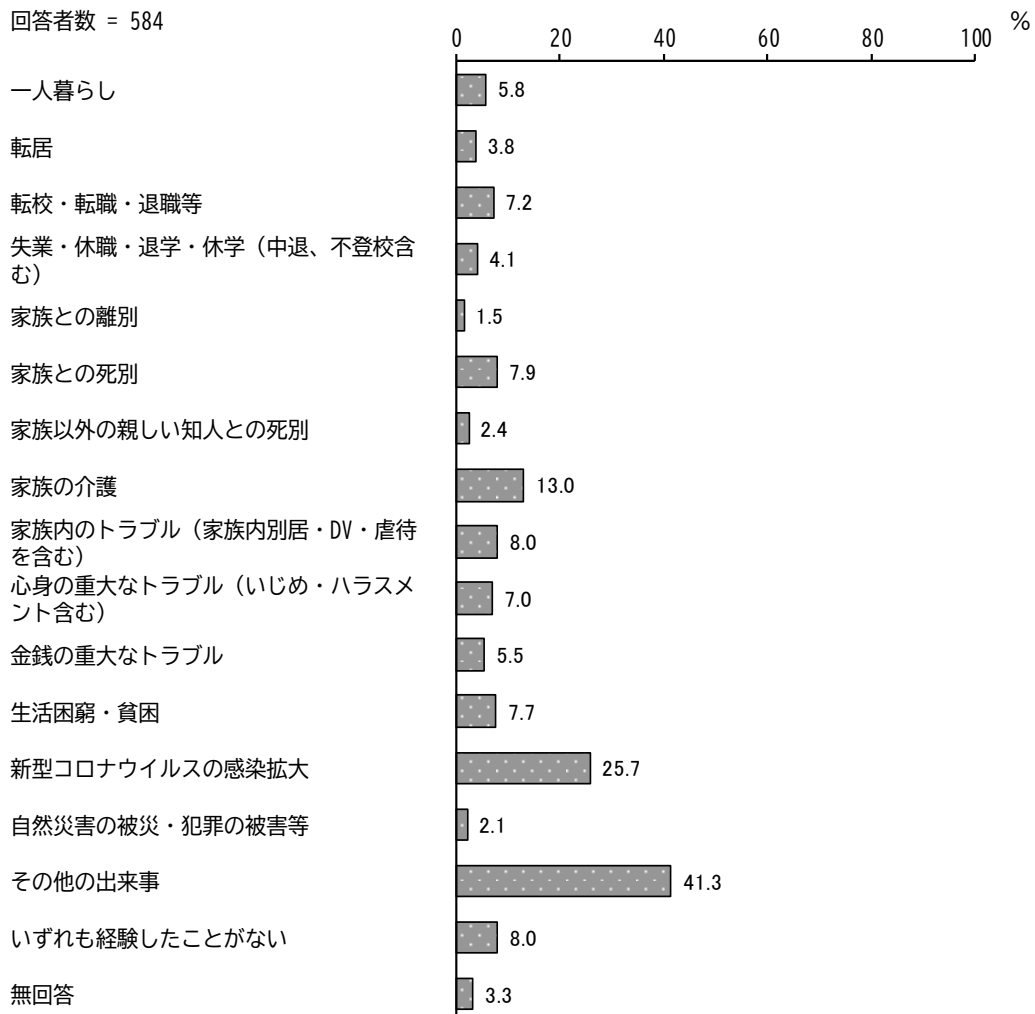
回答者数 = 867



②-1 不安、悩み、苦勞及びストレスを感じるに至る前に経験した出来事はなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

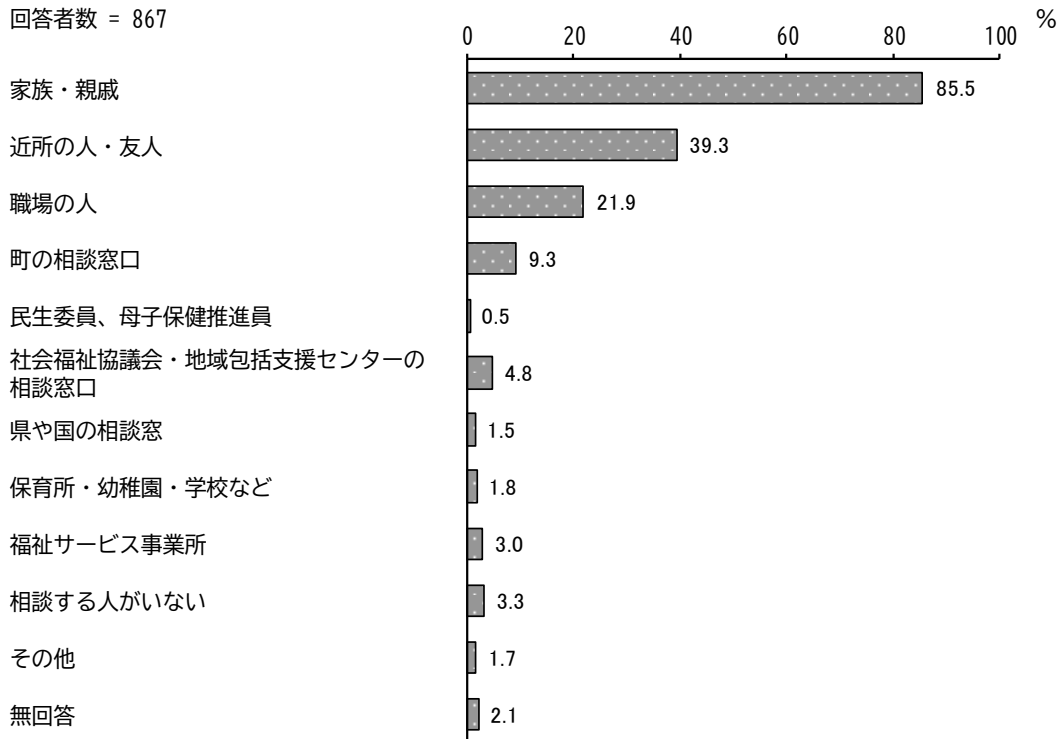
「その他の出来事」の割合が41.3%と最も高く、次いで「新型コロナウイルスの感染拡大」の割合が25.7%、「家族の介護」の割合が13.0%となっています。

回答者数 = 584



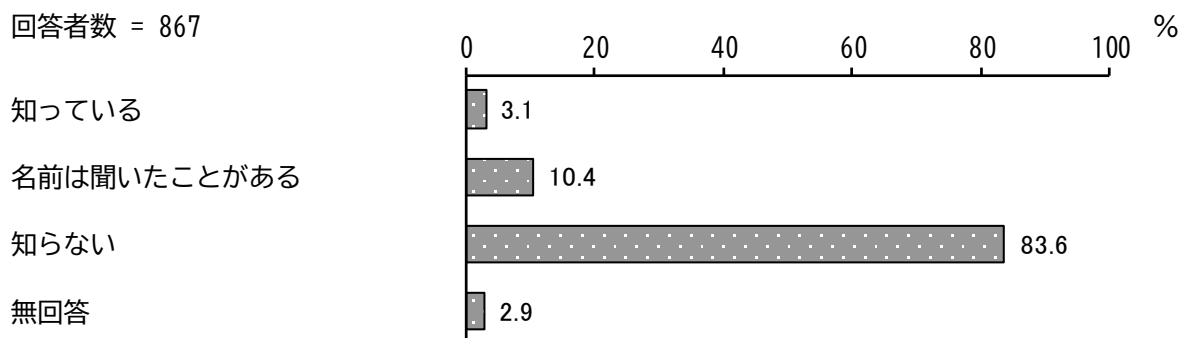
③ あなたは、日常生活での困り事について、誰に相談していますか。主な相談先を3つまで○をつけてください。

「家族・親戚」の割合が85.5%と最も高く、次いで「近所の人・友人」の割合が39.3%、「職場の人」の割合が21.9%となっています。



④ あなたは、ゲートキーパーのことを知っていますか。(1つに○)

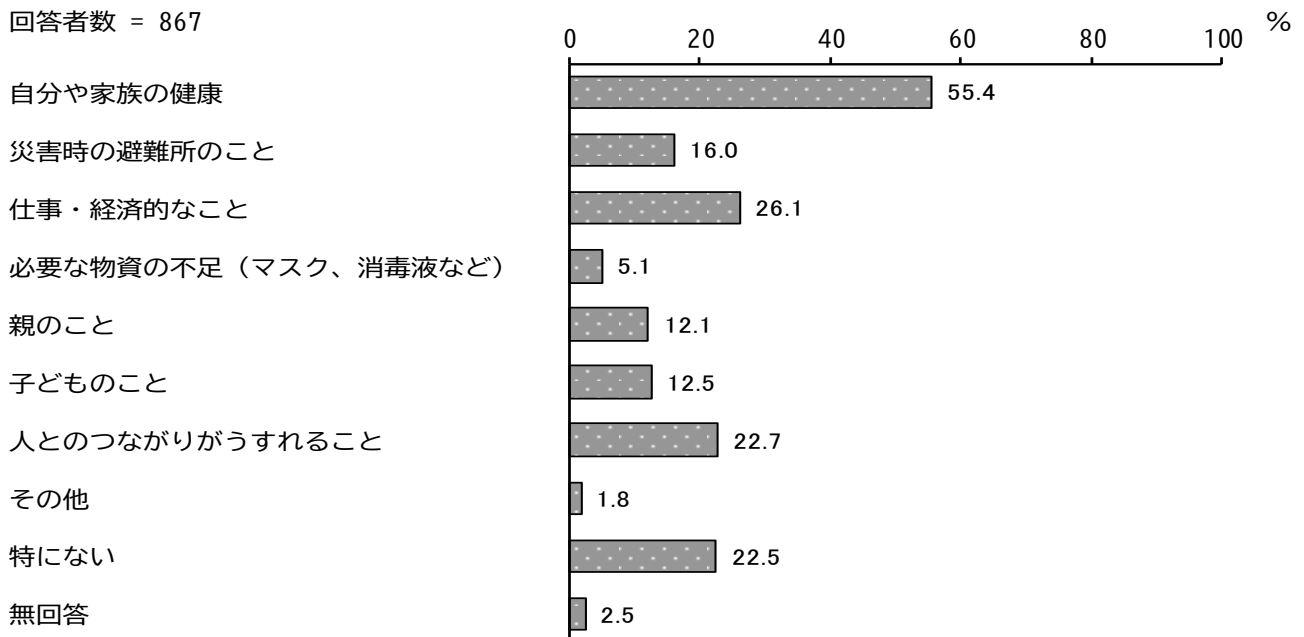
「知らない」の割合が83.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがある」の割合が10.4%となっています。



⑤ 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、困っていること・心配なことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

「自分や家族の健康」の割合が 55.4%と最も高く、次いで「仕事・経済的なこと」の割合が 26.1%、「人とのつながりがうすれること」の割合が 22.7%となっています。

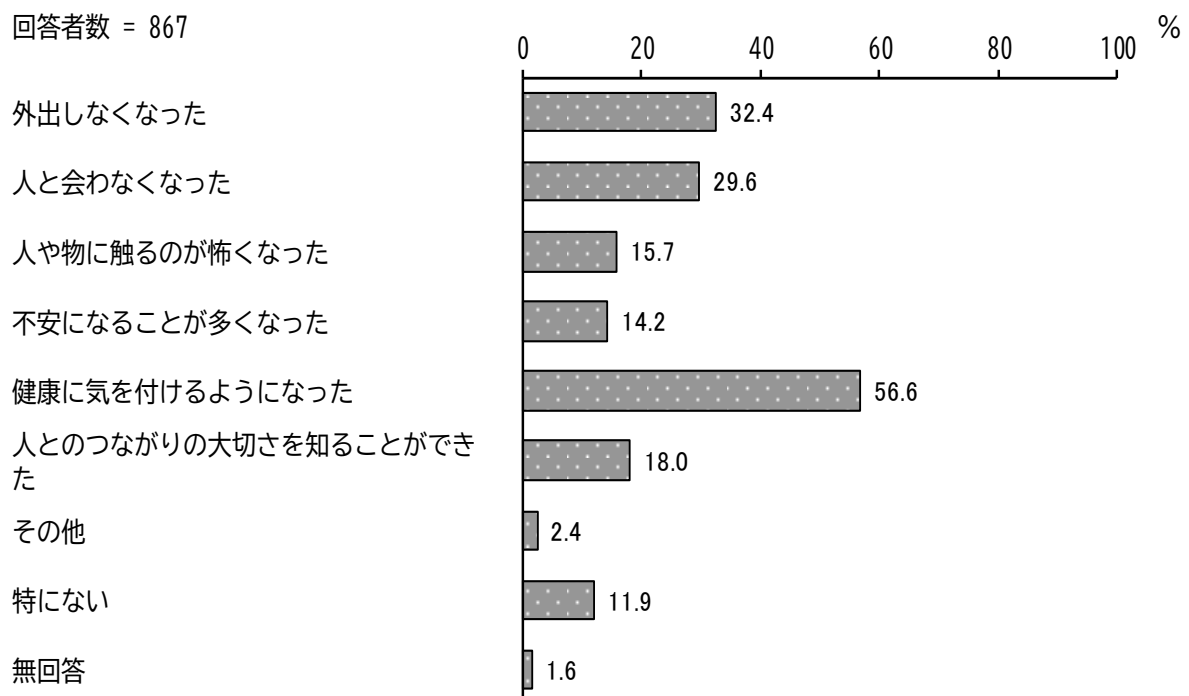
回答者数 = 867



⑥ 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、あなたの意識に変化はありましたか。（あてはまるものすべてに○）

「健康に気を付けるようになった」の割合が 56.6%と最も高く、次いで「外出しなくなった」の割合が 32.4%、「人と会わなくなった」の割合が 29.6%となっています。

回答者数 = 867



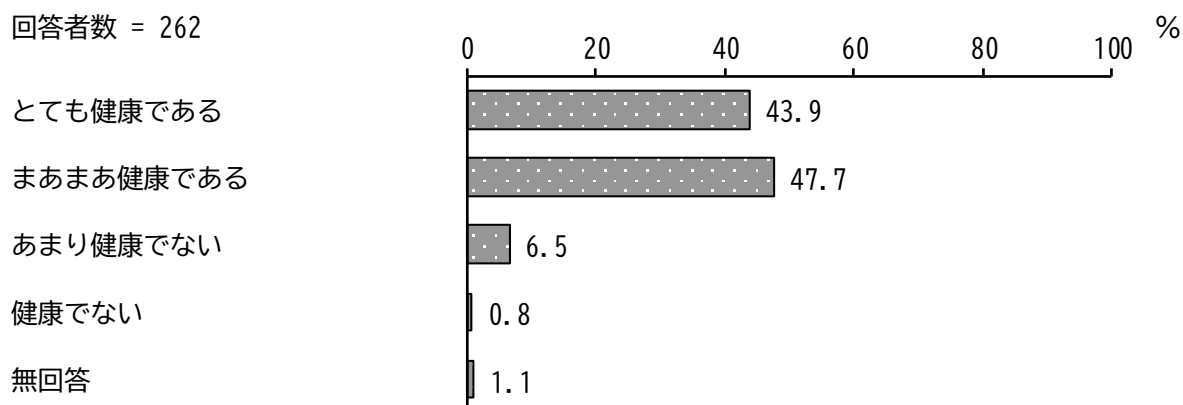
(2) 子どもに対する調査

調査対象 町内在住の小学校5年生、中学2年生
調査期間 令和4（2022）年12月から令和5（2023）年1月
調査方法 インターネット回答
回収状況 配布数：262通、有効回答数：262通（有効回答率 100.0%）

① あなたは日ごろの自分の健康状態について、どのように感じますか。（1つを選択）

「まあまあ健康である」の割合が47.7%と最も高く、次いで「とても健康である」の割合が43.9%となっています。

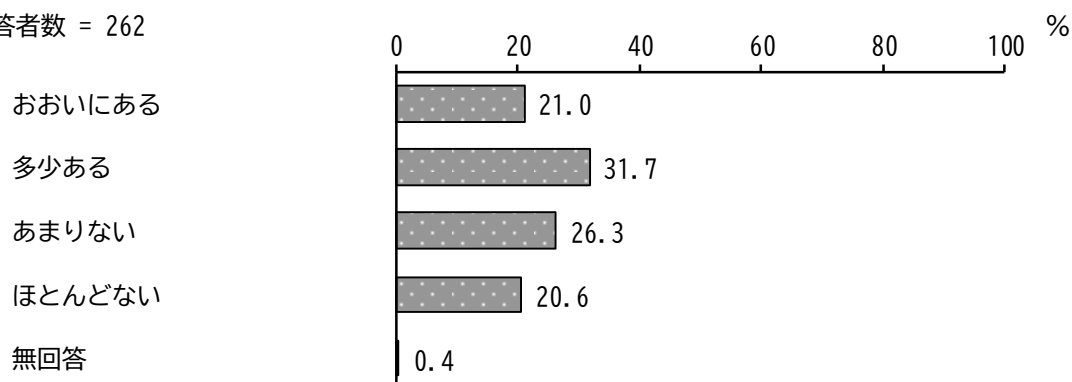
回答者数 = 262



② あなたはこの1カ月に不安・悩み・苦勞などストレスを感じたことがありますか。（1つを選択）

「多少ある」の割合が31.7%と最も高く、次いで「あまりない」の割合が26.3%、「おおいにある」の割合が21.0%となっています。

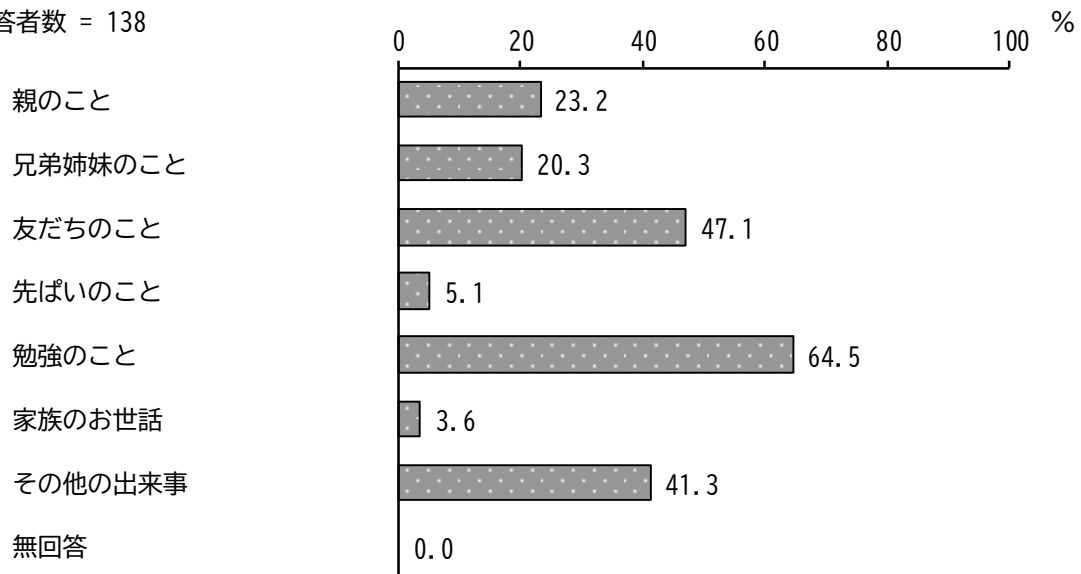
回答者数 = 262



②-1 不安、悩み、苦勞などストレスを感じたのはどんなことですか。あてはまるものすべてを選択してください。

「勉強のこと」の割合が64.5%と最も高く、次いで「友だちのこと」の割合が47.1%、「その他の出来事」の割合が41.3%となっています。

回答者数 = 138



第3章 これまでの取組と評価

自殺対策は、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」により示された「重点施策」を組み合わせることで推進することとしており、第1期計画期間における取組状況及び評価については次のとおりです。

1 基本施策に対する取組と評価

①地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済問題、人間関係の問題、職場の問題、家庭や学校の問題など様々な要因が関係しています。自殺に追い込まれることがないように、誰もが安心して生きられるように自殺対策を推進していくことが重要となります。

本町では、全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進するため平成30(2018)年度に「笠松町のち支える自殺対策推進本部」を設置し、計画の概要や施策の方向性について共有を図りました。

また、「笠松町のち支える自殺対策推進委員会」を開催し、医療、保健、生活、教育、労働等様々な関係機関のネットワークづくりの強化に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化など新たな課題が顕在化しており、今後更に、関係機関とのネットワークを強化し、常日頃から情報共有や対策の相談等を実施していく必要があります。

②自殺対策を支える人材育成

自殺予防の取組を推進するためには、悩んでいる人に寄り添い、関わりを持つことを通じて、「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。そのため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞いて、必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材である「ゲートキーパー」の養成を図る必要があります。

ゲートキーパーの認知度については、計画策定時は8.2%でしたが、令和4(2022)年のアンケートでは、「知っている」と「名前は聞いたことがある」の割合をあわせて、13.5%となっており、認知度は高まっていますが、依然として低い状況です。

今後は、広くゲートキーパーの養成を行うとともに、ゲートキーパーの認知度を高めていく必要があります。

③住民への啓発と周知

誰にでも自殺に追い込まれるという危機は起こり得るため、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、啓発活動に取り組みました。

今後は、誰も自殺に追い込まれない社会を目指し、自殺に対する正しい知識と理解の啓発に更に取り組む必要があります。

④生きることの促進要因への支援

自殺対策は生きることの「阻害要因を減らす取組」と「促進要因を増やす取組」双方の取組を通じて自殺リスクを低下させることが必要です。「健康、子育て、介護、生活困窮、DV等の不安を抱える人への支援」として、それぞれの人の状況に応じて関係者が連携を図りながら個別に相談対応を行いました。

笠松町民の福祉に関するアンケート調査の結果では、日常生活の困りごとの相談先は、「家族・親戚」や「近所の人・友人」、「職場の人」の割合が多く、町の相談窓口は9.3%と低い状況です。

今後は更に、専門職による相談を実施し、必要時には医療機関につなげていくとともに相談事業の周知の強化やあらゆる方法で相談できる体制づくりを行うほか、相談者の自己肯定感を高め、生きることの促進要因を増やす取組が必要です。

⑤児童生徒へのSOSの出し方に関する教育

「SOSの出し方に関する教育の実施」として、教育現場では、児童生徒がいのちの大切さを実感したり、生活上のストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための「SOSの出し方に関する教育」を実施しました。

町内在住の小学校5年生、中学2年生を対象としたアンケート結果では、この1か月に不安・悩み・苦勞などストレスを感じたことが「おおいにある」「多少ある」の割合が52.7%となり、半数以上の児童生徒が何らかのストレスを感じていることが分かります。その原因は「勉強のこと」が最も多く、次いで「友だちのこと」となっています。

今後は、児童生徒に対し、自らSOSを出せるような教育（いのちや暮らしの危機に直面した時に、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を知る教育）を一層推進していくとともに、学校教育関係者が、児童生徒の発信するSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについて、より一層理解を深めていく必要があります。

2 重点施策に関する取組と評価

①若者への対策

公共施設に啓発用のチラシやポスターを設置し、相談窓口の周知を図りました。

平成30（2018）年～令和4（2022）年の自殺者数のうち、30歳代までが5人で、40～50歳代の7人に次いで、2番目に多くなっています。そのため、若者が自殺に追い込まれないこと、悩みや問題が深刻化する手前の段階で支援につながる取組を推進する必要があります。

②高齢者への対策

地域ケア会議等を通じて多職種が連携し、自殺の要因である介護疲れや頼れる人の不在、病苦など自殺リスクを抱えた高齢者の個別支援を行いました。

平成30（2018）年～令和4（2022）年の自殺者数のうち、60歳代以上の者は4人です。高齢化率は年々増加し、今後も更に増加していくことが見込まれます。

高齢者の自殺は、孤立・孤独に陥り様々な問題を抱えたときに誰にも相談できず、リスクが高まると考えられることから、高齢者の居場所づくり、社会参加などの施策をより一層推進していく必要があります。

③生活困窮者・無職者への対策

包括的な相談支援体制として、関係者と連携を図り、生活困窮者等への支援を行いました。また、無料法律相談等により、生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談の機会を提供しました。

平成30（2018）年～令和4（2022）年の自殺者数のうち、無職者は4人です。生活困窮の背景には、多重債務や勤労問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関係しています。引き続き、生活困窮者・無職者の支援として、包括的な支援が必要です。

④勤務・経営への対策

働き盛り世代を対象に、広報紙を活用し、うつ状態やこころの健康に係る啓発活動を行いました。

平成30（2018）年～令和4（2022）年の自殺者のうち、勤務問題が背景にあるとされる人は5人で、自殺の原因・動機の原因（不詳を除く）の中では、最も多くなっています。そのため、岐阜地域産業保健センター等と連携を図り、職場におけるメンタルヘルスの取組を推進していく必要があります。

第4章 計画の目標と基本方針

1 基本理念

いのち支えるかさまつ

～誰も自殺に追い込まれることのない笠松町の実現を目指して～

2 目標

自殺対策の最終的な目標は、「誰も自殺に追い込まれることのない笠松町の実現」です。

本町では、平成30（2018）年から令和4（2022）年において、合計16人、平均して毎年3.2人が亡くなっている状況から、計画最終年度の令和11（2029）年度までに、年間自殺者数を0人とすることを目指します。

3 基本方針

令和4（2022）年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、次の6項目を基本方針として本計画を推進します。

1. 生きることの包括的な支援として推進します
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させます
4. 実践と啓発を両輪として推進します
5. それぞれの役割を明確化し、連携・協働を推進します
6. 自殺者等の名誉や生活の平穏に配慮します

第5章 自殺対策の具体的取組

本町における自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」により示された「重点施策」を組み合わせ、関係機関・団体、住民との連携を図り推進します。

重点施策については、本町の「自殺実態プロファイル」において、重点的に支援をする必要があるとされている「勤務・経営」、「高齢者」及び「生活困窮者・無職者」に対する取り組みと、平成30（2018）年から令和4（2022）年の過去5年で自殺者数の約3割を占める「子ども・若者」への支援を選定し、施策を推進していきます。

「基本施策」

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「重点施策」

1. 勤務・経営への施策
2. 高齢者への施策
3. 生活困窮者・無職者への施策
4. 子ども・若者への施策

1 基本施策

①地域におけるネットワークの強化

自殺はその背景に、精神衛生上の問題だけでなく、過労、生活環境、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺の多くは多様かつ複合的な原因が連鎖する中で起きています。これらの要因に対応するためには、既存の組織やネットワークを活用しながら、相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークの強化を図ります。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「笠松町いのち支える自殺対策推進本部」 役場内において、町長をトップとした全所属長で構成される、本町の中核組織であり、各部局における自殺対策関連事業の実施状況の把握を行い、全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進します。</p>	健康介護課
<p>「笠松町いのち支える自殺対策推進委員会」 役場組織外の関係機関等と連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進するため、保健・医療・福祉・教育等の町内外の関係機関や団体等で構成する自殺対策のための委員会を開催します。</p>	健康介護課
<p>「生活困窮者自立支援事業」 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた相談支援を行います。</p>	福祉子ども課 健康介護課 社会福祉協議会等
<p>「要保護児童対策事業」 虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。</p>	健康介護課 教育関係機関等
<p>「高齢者虐待防止」、「見守りネットワーク事業」 地域住民や民間事業者が日常生活や仕事を通じて、高齢者の普段と異なる様子が気が付いたとき、町や地域包括支援センターに連絡することにより、必要な支援を行う事業を継続します。</p>	健康介護課 福祉こども課 地域包括支援センター等

②自殺対策を支える人材育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要であることから、「気づき」のための人材育成が重要となります。

保健、医療、福祉、教育、労働の関係者はもちろん、住民の誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「町職員向けゲートキーパー養成講座の開催」 窓口業務や相談支援、訪問等の際に、対象者のサインにいち早く気づくことができるようにゲートキーパー養成講座を開催します。なお、全庁的な取り組み意識を高めるため、全職員を対象とした養成講座を行います。</p>	健康介護課 関係各課
<p>「関係機関・関係団体向けゲートキーパー養成講座の開催」 日頃から地域住民と接する機会の多い町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、母子保健推進員、食生活改善推進員、消防職員、警察職員、商工会員等を対象にゲートキーパー養成講座を開催します。</p>	健康介護課 関係機関
<p>「学校教育関係者向けゲートキーパー養成講座の開催」 児童生徒が発信するSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるために、学校教育関係者を対象にゲートキーパーの養成講座を開催します。</p>	健康介護課 教育文化課 福祉子ども課
<p>「フォローアップ研修の開催」 ゲートキーパー養成後、養成者を対象にフォローアップ研修を開催します。</p>	健康介護課 関係機関
<p>「住民向け出前講座の実施」 住民からの要望を受けて実施する出前講座において、町の保健師を派遣し、心の健康や自殺予防に関する正しい知識等について周知します。</p>	健康介護課

③住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことであるにもかかわらず、そのような危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現状があります。

誤った認識や偏見を払拭し、「いのちや暮らしの危機が迫った場合には、誰かに援助を求めることが適切である」という考えが社会全体の共通認識となるよう啓発を図ります。

また、悩んでいる人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における住民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、啓発事業を実施します。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「自殺予防週間、自殺対策強化月間等を中心とするメディアを活用した啓発」</p> <p>広報紙やホームページに加え、SNSを活用し、自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、住民へ周知を図ります。また、こころのダイヤル119・岐阜いのちの電話・岐阜県自殺対策推進センター等、相談機関窓口についても周知します。</p>	健康介護課
<p>「リーフレット等による相談窓口及び自殺予防に関する情報の周知」</p> <p>庁舎窓口や公共施設等に啓発用のチラシを設置し、来庁者に相談窓口の周知を図ります。</p> <p>また、若者への対策として「二十歳の集い」において、相談窓口の周知などの啓発を行います。</p>	関係各課
<p>「住民向け出前講座の実施」（再掲）</p> <p>住民からの要望を受けて実施する出前講座において、町の保健師を派遣し、心の健康や自殺予防に関する正しい知識等について周知します。</p>	健康介護課
<p>「各種講座及び生涯学習等における啓発」</p> <p>各種講座及び生涯学習等において、自殺対策関連の講座を開催する場合、本町の自殺対策について、リーフレット等を配布し自殺予防に関する正しい知識等について周知します。</p>	健康介護課 教育文化課

④生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因を減らす取組」に加えて「生きることの促進要因を増やす取組」を行うことが重要です。

このため、リスクを抱える人への支援に努めるとともに、居場所づくりや生きがいつくりの活動支援を行います。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「健康、子育て、介護、生活困窮、DV等の不安を抱える人への支援」</p> <p>それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV等）に応じて、関係機関と緊密な連携を図りながら相談対応を行います。</p>	<p>関係各課 関係機関</p>
<p>「こころの健康に対する不安や悩みを抱える人への支援」</p> <p>精神的問題を抱える人や生きづらさを抱える人への支援として、精神保健福祉士等によるこころの病や不安の相談事業を行います。</p>	<p>健康介護課</p>
<p>「妊産婦への支援の充実」</p> <p>妊娠初期の人や予期せぬ妊娠をした人への相談支援を図るとともに、出産後間もない時期の産婦の産後うつ予防を図るため、産後健診において心身の状態の確認や生活状況の把握を行い、産後の初期段階での支援に努めます。</p>	<p>健康介護課</p>
<p>「地域住民を対象とした居場所づくりの推進」</p> <p>住民が主体となり地域を拠点として開催している「ふれあいいきいきサロン」の運営を引き続き支援します。</p> <p>また、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。</p>	<p>健康介護課 社会福祉協議会</p>
<p>「子育て世代の親や子どもを対象とした居場所づくりの推進」</p> <p>子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を引き続き提供します。</p> <p>また、生活困窮世帯の子どもを対象とした、居場所づくりを兼ねた学習支援事業を推進します。</p>	<p>健康介護課 福祉子ども課 社会福祉協議会</p>
<p>「障がい者（児）を対象とした居場所づくりの推進」</p> <p>地域で生活する障がい者（児）の日中活動の場として、地域活動支援センターの活動支援並びに、グループワーク等を開催し、交流のできる場や居場所の確保に努めます。</p>	<p>健康介護課 福祉子ども課 社会福祉協議会</p>

事業・主な取組み	担当課等
<p>「自殺未遂者への支援」</p> <p>自殺未遂者に対し、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、適切な相談、支援等を行います。</p>	健康介護課 関係機関
<p>「遺された人への支援」</p> <p>同じような経験をした方が集い、互いの思いを自由に語り合える遺族の自助グループを紹介するなど遺族の精神的ケアに取り組むほか、行政上の諸手続への支援など遺族のニーズにあった支援を行います。</p>	健康介護課 関係機関
<p>「精神障がいにも対応した地域包括システム構築（にも包括）の推進」</p> <p>「保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活を営む上で の関りにおいて精神保健に関する課題を抱えるもの」を身近な地域全体で支えることで、心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を図ります。</p>	福祉子ども課 健康介護課 関係機関

⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が困難やストレスに直面した際、心理的な抵抗を感じることなく、信頼できる大人等に助けを求めることができるよう、通常の学校の教育活動の一環として、自殺予防に向けたSOSの出し方に関する教育を推進します。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「SOSの出し方に関する教育の実施」</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的なSOSの出し方に関する教育を行います。</p>	教育委員会 健康介護課
<p>「学校教育関係者向けゲートキーパー養成講座の開催」（再掲）</p> <p>児童生徒が発信するSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるために、学校教育関係者を対象にゲートキーパーの養成講座を開催します。</p>	健康介護課 教育文化課 福祉子ども課
<p>「児童生徒の支援体制の強化」</p> <p>不登校やいじめ等の問題についての早期発見と適切な対応を促進するため、関係機関が連携して支援します。</p>	教育委員会 健康介護課

事業・主な取組み	担当課等
「学校への専門家の派遣」 各学校へスクールカウンセラーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談体制の充実に努めます。	教育委員会
「子ども専用の相談先の周知」 町内の小・中学生、高校生を対象に、子どもが安心して相談できる、子ども専用の相談窓口の周知を図ります。	健康介護課

○基本施策における評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
①地域におけるネットワークの強化		
笠松町いのち支える自殺対策推進委員会開催回数	1回以上/年度	1回以上/年度
要保護児童実務者会議	3回以上/年度	3回以上/年度
②自殺対策を支える人材育成		
ゲートキーパー養成講座の開催回数	—	1回以上/年度
ゲートキーパーの認知度	13.5%	16%
③住民への啓発と周知		
広報紙・ホームページ・SNS等への掲載回数	4回/年度	6回以上/年度
住民向け出前講座開催回数	—	1回以上/年度
④生きることの促進要因への支援		
ふれあい・いきいきサロン等設置数	11か所	18か所以上
「にも包括」協議の場の開催	—	1回以上/年度
⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育		
学校教育関係者向けゲートキーパー養成講座開催回数	—	1回以上/年度

2 重点施策

①勤務・経営への施策

働き盛り世代がこころの健康を損なう原因となるのは、過労だけでなく職場の人間関係、失業、うつ病、育児、夫婦関係による不和、介護等様々ですが、本町における平成30（2018）年から令和4（2022）年の5年間の理由別自殺者数で1番多いのは勤務問題の5人です。

そのため、職場のメンタルヘルス対策を岐阜地域産業保健センター等と連携を図り推進します。

事業・主な取組み	担当課等
「健康相談・健康教室の実施」 本町内の労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象とした健康相談・健康教育の実施に向けて、岐阜地域産業保健センターと連携を図ります。	健康介護課 商工会 関係機関
「啓発事業の強化」 働き盛り世代を対象に、広報紙等を活用した、うつ状態や睡眠障害等に係る啓発活動を行い、こころの健康リスクの早期発見に努めます。	健康介護課
「家族等の気づきの促進」 悩みを抱えた勤労者の心身の変調に、家族等の身近な人がいち早く気づくことができるよう、うつ状態や自殺の危険を示すサインへの気づき方や、適切な相談窓口についての普及啓発に努めます。	健康介護課

②高齢者への施策

高齢者の自殺対策については、閉じこもりや抑うつ状態、健康不安、孤立・孤独など、高齢期特有の問題への対応が求められます。今後更に高齢化が進展することが見込まれる中、地域包括支援センターを始めとする関係機関との連携強化を図り、対策を推進します。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「地域ケア会議（＊）の機能強化」 高齢者の介護に係る問題だけでなく、自殺対策の視点も加えた支援の充実を図るなど、多職種での連携を深め機能強化を図ります。</p>	健康介護課 地域包括支援センター
<p>「在宅医療・介護連携の推進」 地域の医療・介護・福祉関係者等と情報共有を図ることにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と支援を推進します。</p>	健康介護課 地域包括支援センター
<p>「関係機関・関係団体向けゲートキーパー養成講座の開催」（再掲） 日頃から地域住民と接する機会の多い町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、母子保健推進員、食生活改善推進員、消防職員、警察職員、商工会員等を対象にゲートキーパー養成講座を開催します。</p>	健康介護課 関係機関
<p>「地域住民を対象とした居場所づくりの推進」（再掲） 住民が主体となり地域を拠点として開催している「ふれあいいきいきサロン」の運営を引き続き支援します。 また、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。</p>	健康介護課 社会福祉協議会

（＊）地域ケア会議とは、多様な関係者が協働し、介護や支援が必要な高齢者が、住み慣れた住まいで生活を続けられるよう地域全体で支援するための方法を検討する会議のことです。

③生活困窮者・無職者への施策

生活困窮者はその背景として、虐待、DV、依存症、性的少数者、知的障がい、発達障がい、精神疾患、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、社会的に孤立しやすい傾向があります。

そのため、地域の人とのつながりを持つことにより支援を受けられる機会を広げるとともに、生きることの促進要因を増やし、生活困窮者や生活困窮者困窮に陥る可能性のある人が自殺に至らないように、包括的な生きる支援としての対策を推進します。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「包括的な相談支援体制の充実」 「地域共生社会（＊）」の実現に向け、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱えている人などを支援するため、属性を問わない相談支援などを行う「重層的支援体制整備事業」の推進を図り、「生きることへの包括的な支援」を行います。</p>	健康介護課 福祉子ども課 関係機関
<p>「生活困窮者自立支援事業」（再掲） 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた相談支援を行います。</p>	福祉子ども課 健康介護課 社会福祉協議会等
<p>「精神障がいにも対応した地域包括システム構築（にも包括）の推進」（再掲） 「保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活を営む上でに関りにおいて精神保健に関する課題を抱えるもの」を身近な地域全体で支えることで、心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を図ります。</p>	福祉子ども課 健康介護課 関係機関
<p>「法律相談」 消費生活上等のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。また、相談先情報の周知に努めます。</p>	健康介護課 総務課 環境経済課

（＊）「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

④子ども・若者への施策

子ども・若者世代は就学や就職、結婚、妊娠、出産子育て等さまざまなライフイベントを経験する年代です。環境やライフスタイルの変化に伴って発生する「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを展開することで、自殺リスクの低下に努めます。若者が自殺に追い込まれないこと、抱えた悩みや問題が深刻化する手前の段階で、支援につながる取組を推進します。

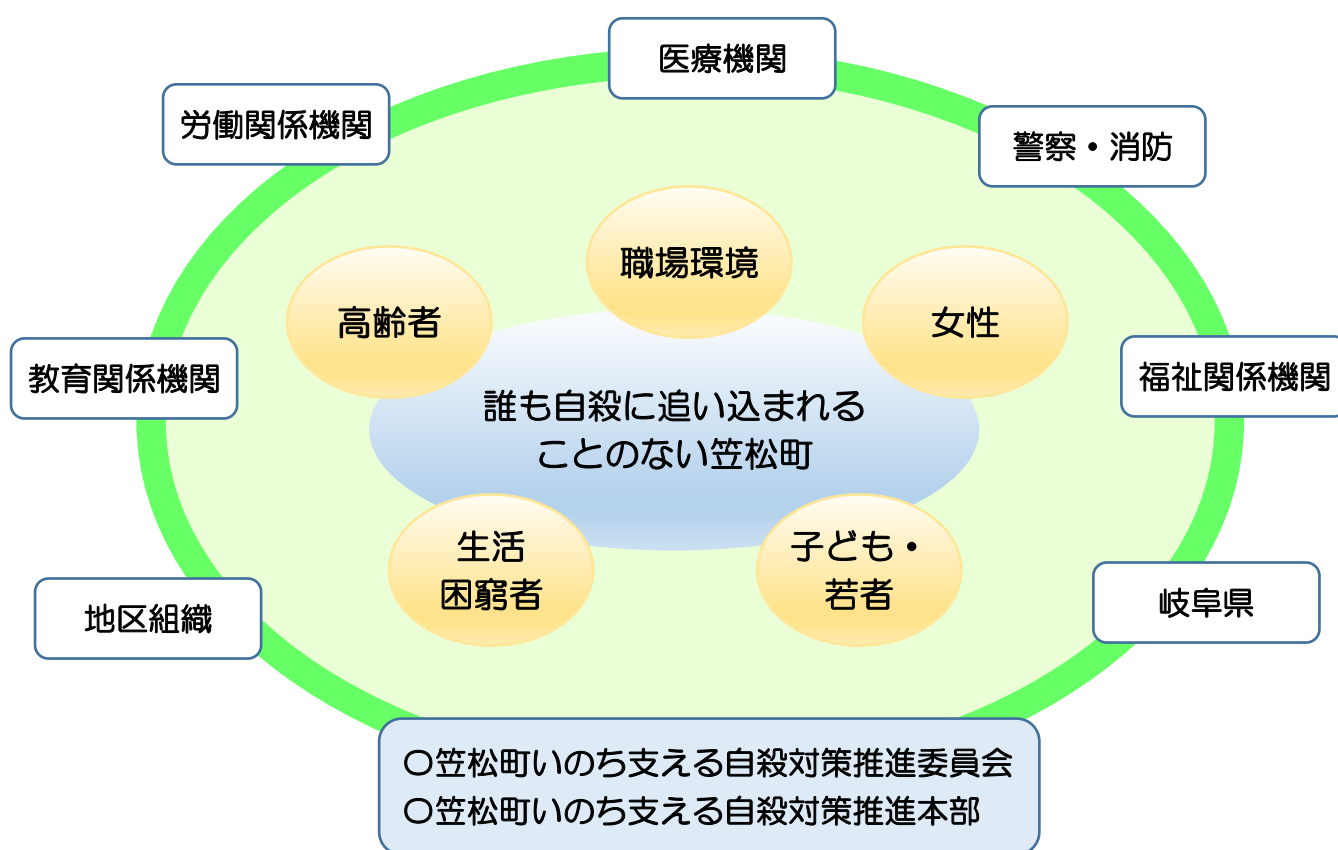
事業・主な取組み	担当課等
<p>「自殺予防週間、自殺対策強化月間等を中心とするメディアを活用した啓発」（再掲）</p> <p>広報紙やホームページに加え、SNS を活用し、自殺対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月）に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、住民へ周知を図ります。また、こころのダイヤル119・岐阜いのちの電話・岐阜県自殺対策推進センター等、相談機関窓口についても周知します。</p>	健康介護課
<p>「リーフレット等による相談窓口及び自殺予防に関する情報の周知」（再掲）</p> <p>庁舎窓口や公共施設等に啓発用のチラシを設置し、来庁者に相談窓口の周知を図ります。</p> <p>また、若者への対策として「二十歳の集い」において、相談窓口の周知などの啓発を行います。</p>	関係各課
<p>「SOSの出し方に関する教育の実施」（再掲）</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的なSOSの出し方に関する教育を行います。</p>	教育委員会 健康介護課

第6章 自殺対策の推進体制

1 計画の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、他分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。そのため、役場内に「笠松町いのち支える自殺対策推進本部」を設置し全庁的に自殺対策を推進します。

また、幅広い関係機関・団体で構成される「笠松町いのち支える自殺対策推進委員会」を設置し、官民が一体となり更には町民が一丸となった、本町における自殺対策を総合的に推進します。



2 計画の進捗管理及び評価

計画の確実な推進を図るため、「笠松町いのち支える自殺対策推進委員会」において、本計画の進捗状況を評価し、今後の取り組みについての協議を行うとともに、「笠松町いのち支える自殺対策推進本部」において必要な対策を迅速に進めていくようPDCAサイクルによって計画の進捗管理を行います。また、必要があると認める場合には計画の見直しを行います。

参考資料

- 1 笠松町いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱
- 2 笠松町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱
- 3 笠松町いのち支える自殺対策推進委員名簿
- 4 生きる支援関連施策一覧

参考資料1 笠松町いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱
(平成30年6月27日告示第81号)

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき、関係機関、関係団体等の相互の連携を確保し、笠松町における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、笠松町いのち支える自殺対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策行動計画に関すること。
- (2) 自殺対策について、関係機関、関係団体等の連携及び協力に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 警察・消防関係者
- (6) 労働関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、町長が招集することができる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第7条 委員会に、自殺対策のための連携強化及び情報交換を行うため、実務者会議を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉部健康介護課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

参考資料2 笠松町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱
(平成30年6月27日告示第82号)

(設置)

第1条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、笠松町いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 住民福祉部長
- (2) 総務部長
- (3) 企画環境経済部長
- (4) 建設水道部長
- (5) 教育文化部長
- (6) 会計管理者
- (7) 議会事務局長

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 本部に、第2条に定める事務を処理するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、本部長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

4 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部及び作業部会の庶務は、住民福祉部健康介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

参考資料3 笠松町いのち支える自殺対策推進委員名簿

分野	氏名	構成機関(所属)
識見を有する者	岩田 修	町内会連合会代表
	亀山 正子	町民生委員児童委員協議会代表
	家田 憲二	町老人クラブ連合会代表
保健・医療・福祉 関係者	◎ 伊藤 康	羽島郡医師会笠松代表
	二村 真紀	岐阜保健所(健康増進課)
	内堀 元夢	基幹相談支援センター
	大野 友之	岐阜県社会福祉協議会
	荒木 篤	町社会福祉協議会 (地域包括支援センター)
地域代表者	杉山 詞一	人権擁護委員代表
	森 祐見子	町母子保健推進員代表
	河田 容子	傾聴ボランティア代表
教育関係者	宮川 浩司	羽島郡二町教育委員会
警察・消防関係者	高橋 正樹	岐阜羽島警察署(生活安全課)
	坂本 英夫	羽島郡広域連合消防本部
労働関係者	安藤 博之	町商工会代表

※敬称略

◎・・・委員長

○・・・副委員長

参考資料4 生きる支援関連施策一覧

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
(1) 地域におけるネットワークの強化				
1	青少年育成事業	青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る。 青少年育成推進委員に関する事務 青少年育成町民会議の運営に対する補助	▼青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 ▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。	教育文化課
2	青少年育成町民会議	青少年の健全育成を推進する。 青少年団体の育成や社会参加の奨励、社会環境の浄化や非行防止活動、広報活動、明るい家庭づくりの推進、地域交流、地域活動の推進	▼関連の会議のなかで、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会となり得る。	教育文化課
3	親子ふれあい事業 家庭の教育力向上推進事業	親子教室を開催する 家庭教育シリーズ講座を開催する	▼子育て親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの負担軽減に寄与し得る。 ▼参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談に繋げられる可能性がある。	教育文化課
4	介護者のつどい	家族介護教室の中で、介護者の交流会を行い、情報交換や介護者の精神的安定を図る。	▼介護者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進し得る。	健康介護課
5	地域ケア会議等の開催(地域包括支援センターの運営)	地域ケア会議を包括支援センターと協働し計画的に開催するとともに困難事例については随時開催し問題解決及び地域課題を明らかにする。また、明らかになった地域課題の解決に向け、地域ケア推進会議により政策形成について検討する。	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	健康介護課
6	高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関でのネットワークを中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	▼高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	健康介護課
7	在宅医療介護連携部会の設置	在宅医療と介護の連携促進のため、医師を始め在宅医療に関わる多職種が一同に会し在宅医療と介護の連携促進と体制の構築を検討し、中核を担う在宅医療サポートセンターや行政の今後必要な体制や業務についても検討を図っている。	▼部会での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策(生きることの包括的支援)を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。	健康介護課
8	障がい者総合支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤ともなり得る。	福祉子ども課

9	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。	福祉子ども課
10	発達障がいの相談事業	発達障がいのある方とそのご家族・支援者からの相談対応	▼発達障がいを抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ▼相談の機会は、そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。	福祉子ども課
11	医療費の支払い困難者に対する相談、減免	医療費の支払いが困難な方の相談及び一部負担金の減免の適用	▼一部負担金の支払いが困難な方は、心身の健康面等で不安や問題を抱え自殺リスクが高い方もいると思われ、支援への接点となり得る。	住民課
12	ホームレスへの対応	ホームレスの実態調査	▼ホームレス等の情報収集等を行い、関係機関へ情報提供を行う。	福祉子ども課
13	公害及び環境保全に関する業務	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。	環境経済課
14	国民年金・障害年金の受け付け相談	国民年金等の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	住民課
15	ひとり暮らし等施策	ひとり暮らし高齢者の登録制度(任意)、民生委員による見守りを行っている。	▼民生委員による見守りにより、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民へのアウトリーチに活用していく。	福祉子ども課
(2) 自殺対策を支える人材育成				
16	住民への相談事業	住民への相談事業(来館・電話) 法律相談 税務相談 人権相談・心配ごと相談	▼相談対応を行う職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらい、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知ってもらおうことで、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる可能性がある。	総務課

17	職員の研修事業	新任・管理職研修 職員研修	▼職員研修(特に新任と管理職)の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	総務課
18	職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持／健康相談／健診後の事後指導(産業医)	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。	総務課
19	地域リハビリテーション活動支援事業 (支援会議の開催)	理学療法士等リハビリテーションに関する専門職、包括支援センター、行政及び担当ケアマネ等が自立支援型のケアプランの検証を行い、自立支援・重度化防止のための取組みを具体化し強化する。また、会議を重ね自立支援のための介護予防事業の検証や、新たな事業の提案を行う目的もある。	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	健康介護課
20	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もある。 ▼サポーターにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	健康介護課
21	介護予防リーダー養成講座 (介護予防運動指導者養成講座)	介護予防を自ら主体的に実施する町民を育成し、介護予防の促進とリーダーの役割づくりから担い手の介護予防も図っている。	▼指導者となる住民にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、自殺のリスクに対する気づきの力を高めてもらうことにより、教室参加者の中に自殺のリスクを抱えていそうな人がいた場合には、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる。	健康介護課
22	まちの駅	高齢者が疲れたときにひと休みしたり、気軽にお店で世間話をしたりできるよう、地域内の店舗の片隅に椅子を置くなど「ひと休みスペース」を設置する。事業所や店舗の関係者に世間話を通じて相談等に応じてもらうことで、行政をはじめ関係機関との橋渡し役を担ってもらう。	▼スペースを提供する事業所や店舗等の関係者にゲートキーパー養成講座を行うことで、相談等に応じる際の気づきの力を高めてもらうとともに、気になる人がいた場合には、関係機関へ情報を共有したり、つないだりといった対応を取れるようになる可能性がある。	企画課
23	障害児地域療育等支援事業	在宅障がい児等のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、都道府県が指定した支援施設の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障害児等及びその家族の福祉の向上を図る。	▼障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身が疲弊し自殺リスクを抱える可能性もある。 ▼対応を行う職員にゲートキーパー養成講座を実施することで、家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解してもらうことで、問題を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等、対応の強化につながり得る。	福祉子ども課
24	障害者差別解消推進事業	障がいや理由とする差別の解消を推進するため、障害者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	▼センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。	福祉子ども課

25	障害者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	▼センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながる。	福祉子ども課
26	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)	行政より委託した障害者相談員による相談業務	▼各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼相談員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課
27	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	▼手話奉仕員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課
28	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	▼通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課
29	公園等管理事業	公園・児童遊園等の管理	▼笠松みなど公園においては警備員を配置し、日中巡回を行っている。監視カメラを設置し、昼夜監視を行っている。	建設課
30	ふれあい広報サービス事業	住民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、住民の意見や提言などを伺いながら、ともにまちづくりを考えていくために、双方向型の広報・広聴を行うことにより、住民の声を行政施策に反映させる。	▼「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等を、トーク事業のメニューに加えることで住民への啓発の機会となり得る。	企画課
31	放課後児童クラブ事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブで保育する	▼放課後児童クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ▼放課後児童クラブの職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	福祉子ども課
32	保育事業	保育所などによる保育・育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	▼保育士にゲートキーパー養成講座を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課

33	在宅老人福祉事業	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。 必要に応じて福祉電話の取り付けたり、緊急通報システム機器の設置を行う。	▼民生委員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことにより、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。	福祉子ども課
34	高齢者見守り (登録ボランティアによる安否確認)	傾聴ボランティア等による話相手及び安否確認 (社会福祉協議会により実施)	▼住民ボランティアにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、問題に気づき対処し得る地域の人材の養成に寄与し得る。 ▼住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	福祉子ども課
35	配食サービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者とのふれあいを深める目的で、ボランティア団体等が会食を行うときに、デイサービスセンター等で調理した食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図る。 (社会福祉協議会により実施)	▼食事の提供機会を利用し高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができる。 ▼また、食事を提供する職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、対象者の中に自殺のリスクの高い高齢者がいた場合には、その職員が適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課
(3) 住民への啓発と周知				
36	広報紙発行 報道関係との連絡調整	行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 自治体のホームページによる情報発信 新聞各社／テレビ／ラジオでの情報伝達 広報紙等の編集・発行	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。とりわけ「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。	企画課
37	FC岐阜の活動	岐阜県のプロチームである(株)岐阜フットボールクラブ「FC岐阜」に対して、平成20年度の出資をはじめ、毎年ホーム戦で「笠松町ホームタウンデー」を開催や練習施設の提供など、地元のプロサッカーチームを支援している。	▼FC岐阜および、笠松町同様にFC岐阜を支援する県内市町村と連携し、自殺予防週間などに啓発活動を行う。	企画課
38	生涯学習講座実施事業	各種講座を開催する。学習機会の提供や支援を行う。	▼生涯学習講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ることができる。	教育文化課
39	図書室の活用	住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供	▼図書室を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ▼実際に、図書室で自殺対策(生きることの包括的な支援)関連の展示やリーフレットの配布を行っている自治体は少ない。 ▼学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。	教育文化課

40	地域産業の育成・発展 (経営者支援セミナー等)	商工会と連携して、創業を志す者及び創業して間もない者に向けて創業塾を開催 創業塾のような特定創業支援事業を受けた事業者で、笠松町の空き店舗を活用して創業したものに対して、最大1年間家賃の半額を補助	▼セミナーにおいて、自殺対策(生きることの包括的支援)に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性和重要性を訴える機会とし得る。 ※商工会と事前に相談する必要がある。	環境経済課
41	介護者教室	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。 認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした認知症介護教室を実施する。 認知症に特化した介護者教室の開催はないが、認知症を含めた介護者教室の開催は計画している。	▼支援者(家族)への支援は新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとされており、家族の負担軽減を通じて、介護の負担から起こる殺人や心中等の防止に寄与し得る。 ▼講習会は、家族との接触を通じて、支援者(家族)の異変を察知する機会ともなり得る。 ▼支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援(新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ)の強化を図ることができる。	健康介護課
42	人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行う。	▼講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。	福祉子ども課
(4) 生きることの促進要因への支援				
43	消費生活相談支援事業	消費者相談・情報提供 消費者教育・啓発	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。 ▼弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が深刻であったり、複合的であるなど、自殺リスクの高い方も多いと思われる。	環境経済課
44	法律相談事業	岐阜県弁護士会所属弁護士による相談窓口を開設 (毎月第1・3水曜 13時~15時)	▼弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が深刻であったり、複合的であるなど、自殺リスクの高い方も多いと思われる。	総務課
45	中小企業支援事業	信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 中小企業者の認定事業者に対する3年間の導入設備の固定資産税の免除	▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。 ▼健康経営促進に向けたPR案の検討を行うことで、健康経営の強化を図る起点にもなり得る。(それらは労働者への生きることの包括的支援につながり得る)	環境経済課
46	民生・児童委員の活動	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	福祉子ども課

47	成年後見制度利用支援事業	(1) 成年後見審判の申立てに関する支援 (2) 審判請求に係る費用に関する支援 (3) 成年後見人、保佐人又は補助人への報酬等に関する支援	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ▼事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となりうる。	健康介護課
48	ふれあい喫茶(認知症カフェ)	町内3地域で月に1回開催。開催については、地域のボランティアが主体となり開催内容を決めている。開催ごとに包括支援センターが関わり、介護や認知症についての相談も行える体制を整えているとともに、ボランティア養成や通いの場の運営支援として生活支援コーディネーターが開催の支援を行っている。	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与し得る。	健康介護課
49	ひとり暮らし障害者等緊急通報システム設置事業	通報システムを設置することで、在宅のひとり暮らしの重度身体障がい者等の生活の安全を確保するとともに、障害者の不安を解消する。	▼通報システムの設置を通じて、独居の重度身体障がい者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。	福祉子ども課
50	心身障害者福祉手当支給事業 心身障がい児福祉手当支給事業	日常生活が困難な心身障害者(児)の社会参加のための手当を支給する。 日常生活が困難な心身障がい児の社会参加のための手当を支給する。	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	福祉子ども課
51	訓練等支援事業	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉子ども課
52	休日・夜間診療事業 休日急病診療(内科・歯科)	休日の急病患者に対する応急診療を実施する。	▼通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定される。 ▼ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。	健康介護課
53	各種健診・保健指導	健診・保健指導の実施	▼各種健診やメンタルヘルスチェック・保健指導の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。	健康介護課

54	子育て世代包括支援事業 母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児全戸訪問事業(乳児のいる家庭を訪問し相談・情報提供を実施) ・保健師、助産師等による相談(ほほえみ相談、訪問等) ・こども発達相談(心理面)(健診時等の保健指導で必要であれば、療育相談会(臨床心理士)につなぐ) ・多胎児の会 ・妊婦全数面接(妊娠届時に保健師等の初回面接を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援を行う) ・産後ケアの実施 ・離乳食教室を開催 ・幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う 	<p>▼当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげるなどアウトリーチの機会、支援への接点となり得る。</p> <p>▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。</p> <p>▼早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。</p> <p>▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。</p> <p>▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)</p> <p>▼保健師等による妊婦全員に対しての面接実施など、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。</p> <p>▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。</p> <p>▼離乳食に関する相談会を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。</p> <p>▼子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。</p> <p>▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。</p>	健康介護課
55	精神保健 ころこの巡回相談	<p>精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談や、グループワーク事業を実施する。精神保健福祉士による相談会を実施。</p> <p>困難事例対応精神障がい者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実</p>	<p>▼精神障がいを抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。</p> <p>▼早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。</p> <p>▼精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。</p> <p>▼個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。</p>	健康介護課

56	食生活改善連絡協議会の活動	生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。 	健康介護課
57	中学校部活動社会人指導者派遣事業	専門的な技術指導力を備えた社会人指導者を派遣することにより、部活動の活性化を図るとともに地域社会との連携促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ▼部活動の監督指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面がある。 ▼地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援（支援者への支援）を強化し得る。 	教育文化課
58	要保護・準要保護児童援助費	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。 	教育文化課
59	教職員研究・研修補助事業	専門知識を得るために参加した研修の参加費負担金及び臨時職員の引率を必要とした出張に対しての実費負担に対しての補助	<ul style="list-style-type: none"> ▼教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取ること等について理解を深めることで、教職員への支援（※支援者への支援）の意識醸成につながり得る。 ▼研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。 	教育文化課
60	徴収の緩和制度としての納税や納付相談	住民から納税や水道料金等の納付に関する相談を受け付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ▼納税や年金の支払いや水道料金等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 	税務課 水道課
61	子育てサロン事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦（特に妻）にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ▼保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。 	福祉子ども課

62	児童虐待防止対策	児童虐待防止対策の充実	<p>▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。</p> <p>▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。</p>	福祉子ども課
63	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	▼子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。	福祉子ども課
64	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化 子育てサポートひろば事業(施設での子ども一時預かり)	▼会員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課
65	児童扶養手当の支給事業	児童扶養手当の支給	<p>▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。</p> <p>▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。</p>	福祉子ども課
66	福祉医療費助成	中学生までの児童・生徒、重度心身障がい者、ひとり親家庭に対する医療費の自己負担分の助成	▼重度心身障がい者及びひとり親家庭は心身の悩み、経済的な問題を抱えている方も少なくない。医療費の申請等の際に相談に応じる等、支援への接点となり得る。	住民課
67	総合介護相談事業 (包括的支援事業)	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合的な相談事業を地域包括支援センターが行うもの	<p>▼介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。</p> <p>▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。</p> <p>▼問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。</p> <p>▼訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援(自殺対策)にもなっている。</p>	健康介護課
68	生活保護制度	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査 ・生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助 	<p>▼生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。</p> <p>▼扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。</p>	福祉子ども課

69	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	自立相談支援事業	▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者 自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。 ▼そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。	福祉子ども課
70	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就 労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	▼就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もある。 ▼必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。	福祉子ども課
(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育				
71	学校図書館の活用	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る。	▼学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。	教育文化課
72	障害児支援事業	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 障害児相談支援	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉子ども課
73	hyper-QU検査	学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を測定するためのアンケート調査を年2回(小1,2は1回)実施する。	▼客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。	教育文化課
74	学校心の教室相談員設置事業	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談 室相談員との連携強化を図る。 中学校生徒の悩み相談や心のケアにあたるため心の教室相談員を設置する。	▼不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。	教育文化課
75	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	子どもの学習支援事業等(社会福祉協議会が実施)	▼子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。	福祉子ども課
76	子ども専用の相談先の周知	子どもが安心して相談できる、子ども専用の相談窓口の周知を図る。	▼子ども専用ダイヤルとメールアドレス等の相談先を周知することで、相談体制について周知が図れる。	健康介護課

77	放課後児童クラブ事業(再掲)	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブで保育する。	▼放課後児童クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ▼放課後児童クラブの職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	福祉子ども課
今後、事業の実施を検討している事業				
78	清掃事業	高齢者・障がい者対象の戸別訪問によるごみ出し支援	▼ゴミ屋敷化する背景には、孤独・孤立や認知症の疑い等、様々な問題が潜んでいる可能性がある。 ▼独力でのゴミ出しが困難な高齢者への支援は、自殺のリスクを抱える住民へアウトリーチ策となり得る。	環境経済課
79	生活安定対策事業(若年者の就労相談)	若年者の就労相談・内職の求人求職相談・就職面接会・就労支援セミナー等の実施	▼若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援(自殺対策)にもなり得る。	環境経済課
80	スクールキャンパス啓発事業	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、小・中・高・大学生向けの学習資料の作成やパネル展を実施する。	▼学生向けの資料やパネル等の中に、いざトラブルに巻き込まれてしまった時の対応方法や、様々な生きる支援に関する相談先の情報を入れ込むことで、「SOSの出し方に関する教育」の実践にもなり得る。	環境経済課

第2期笠松町いのち支える自殺対策行動計画
【令和6年度(2023年度)~令和11年度(2029年度)】

発行年月：令和6年(2023年)3月

編集・発行：笠松町 住民福祉部 健康介護課

〒501-6063

岐阜県羽島郡笠松町長池408番地の1

電話 (058)388-7171

FAX (058)388-5955